

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和5年5月15日(2023.5.15)

【国際公開番号】WO2022/255041

【出願番号】特願2022-548158(P2022-548158)

【国際特許分類】

B 3 2 B 27/32(2006.01)

B 3 2 B 27/18(2006.01)

B 6 5 D 65/40(2006.01)

10

【F I】

B 3 2 B 27/32 E

B 3 2 B 27/18 Z

B 6 5 D 65/40 D

【手続補正書】

【提出日】令和4年8月8日(2022.8.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プロピレン単独重合体(A)及びプロピレン・エチレンランダム共重合体(B)を含有する、ヒートシール層である第一の外層と、

プロピレン・エチレンブロック共重合体(C)及びエチレン・プロピレン共重合体エラストマー(D)を含有する内層と、

プロピレン単独重合体(A)及びプロピレン・エチレンランダム共重合体(B)を含有する第二の外層と、をこの順に備え、

30

前記第一の外層、前記内層及び前記第二の外層の少なくともいずれかの層がポリフェノール化合物を更に含有する、多層フィルム。

【請求項2】

前記ポリフェノール化合物の含有量が、前記多層フィルムの全量を基準として1.5~8.0質量%である、請求項1に記載の多層フィルム。

【請求項3】

前記内層が、前記プロピレン・エチレンブロック共重合体(C)90~50質量部及び前記エチレン・プロピレン共重合体エラストマー(D)10~50質量部を含有し、かつ前記ポリフェノール化合物を更に含有する、請求項1又は2に記載の多層フィルム。

40

【請求項4】

前記第一の外層及び第二の外層が、前記プロピレン単独重合体(A)70~30質量部、及び前記プロピレン・エチレンランダム共重合体(B)30~70質量部を含有し、かつ前記ポリフェノール化合物を更に含有する、請求項1又は2に記載の多層フィルム。

【請求項5】

前記ポリフェノール化合物が縮合型タンニンである、請求項1又は2に記載の多層フィルム。

【請求項6】

前記第一の外層及び前記第二の外層の総厚が、前記多層フィルムの厚さを基準として25~42%である、請求項1又は2に記載の多層フィルム。

【請求項7】

50

前記内層の厚さが 30 μm 以上である、請求項 1 又は 2 に記載の多層フィルム。

【請求項 8】

請求項 1 又は 2 に記載の多層フィルムと、基材と、を備える包装材。

【請求項 9】

請求項 8 に記載の包装材から製袋された包装体。

10

20

30

40

50